

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」の改正について

国家院（下院）採択 2023年12月15日

連邦院（上院）承認 2023年12月22日

第1条

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシア連邦の産業政策について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号41；2016、No. 27、掲載番号4298；2018、No. 27、掲載番号3943；2019、No. 31、掲載番号4449；2022、No. 18、掲載番号3016；No. 29、掲載番号5235；No. 41、掲載番号6952；No. 50、掲載番号8790；2023、No. 25、掲載番号4434；No. 32、掲載番号6183）に以下の変更を加える：

第4条第2項第2号を以下の文言に変更する：

「4）産業活動主体による、物財、資金、および天然資源（生産および消費廃棄物の補助的原料源としての事業での活用レベル向上によるものを含む）、労働力の合理的かつ効果的な利用、ならびに労働生産性の向上および輸出代替・省資源・環境保全型テクノロジーの導入の促進；」；

2）第6条第3項に以下を内容とする第16～19号を追加する：

「16）環境に著しい悪影響を与える施設において利用されているおよび（または）利用が計画されている技術工程、設備、技術的方法、手法が、入手しうる最良のテクノロジーに適合しているか否かを判定するための、本連邦法第10条の1に定める専門的評価（以下、「専門的評価」ともいう）の実施規則、ならびに専門的評価実施のために起用される専門家に対する要求事項を承認する；

17）本連邦法第10条の1に定める専門的評価の実施に対する情報分析および方法論の面での支援を行う；

18）環境に著しい悪影響を与える施設において利用されているおよび（または）利用が計画されている技術工程、設備、技術的方法、手法が、入手しうる最良のテクノロジーに適合しているか否かを判定するための、本連邦法第10条の1に定める専門的評価を実施する専門家の名簿の管理手順ならびにその名簿に記載される情報の内容を承認する；

19）本連邦法第10条の1に定める専門的評価を実施する専門家の名簿を作成する。」；

3）第10条第2項第3号を以下の文言に変更する：

「3）本連邦法第10条の1に定める専門的評価の結果を踏まえた、入手しうる最良のテクノロジーを利用したものを含む産業インフラストラクチャー構築または近代化への資金確保のための補助金、ならびに産業製品生産習得のための補助金の支給；」；

4）以下を内容とする第10条の1を追加する：

「第10条の1．環境に著しい悪影響を与える施設において利用されているおよび（または）利用が計画さ

れている技術工程、設備、技術的方法、手法が、入手しうる最良のテクノロジーに適合しているか否かを判定するための専門的評価

1. 環境に著しい悪影響を与える施設において利用されているおよび（または）利用が計画されている技術工程、設備、技術的方法、手法が、入手しうる最良のテクノロジーに適合しているか否かを判定するための専門的評価は、本連邦法第10条第2項第3項に定める補助金を支給する際に実施される。

2. 専門的評価は、無償で、入手しうる最良のテクノロジーを用いての産業インフラストラクチャーの構築または近代化が盛り込まれている投資プロジェクト（ロシア連邦の法令にしたがって策定された設計文書をのぞく）が、環境に著しい悪影響を与えるもので、入手しうる最良のテクノロジーを適用する分野に属する施設において利用されているおよび（または）利用が計画されている技術工程、設備、技術的方法、手法が、入手しうる最良のテクノロジーの情報・技術的参考資料に記載されている技術工程、設備、技術的方法に合致しているか、ならびに（または）投資プロジェクト実施の結果、上記参考資料に記載されている入手しうる最良のテクノロジーの技術指標および資源・エネルギー指標が達成されるか否かを判定するために実施される。

3. 本条第1項に示す専門的評価を実施するために、管轄機関は国家産業情報システムを利用して、投資プロジェクトの専門的評価を実施する専門家の、その者たちの学歴、資格、入手しうる最良のテクノロジー導入に関する業務経験についてのデータが記載された名簿を継続的に作成する。

4. 本条第1項に示す専門的評価の実施規則および専門的評価に起用される専門家に対する要求事項は、管轄機関によって承認される。

5. 本条第1項に占める専門的評価の実施および本条第3項に示す専門家名簿の管理は、専門機関が指定する同機関の管轄下にある国家機関によって行われる。」；

5) 第12条に以下を内容とする第9項を追加する：

「9）本連邦法第10条の1に定める専門的評価の実施条件の制定。」；

6) 第14条第4項において：

a) 第10号の「およびそれらの適用方法に関する勧告書」という文言を削除する；

b) 以下を内容とする第10号の1を追加する：

「10の1）本連邦法第10条の1に定める専門的評価の結果の考慮；」。

第2条

本連邦法はそれが公布された日から180日が経過した時点で発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年12月25日

第654-FZ号